

平成 28 年 5 月 23 日

各位

会社名 株式会社郷鉄工所  
代表者名 代表取締役 長瀬 隆雄  
(コード：6397、東証・名証第2部)  
問い合わせ先  
役職・氏名 常務執行役員 若山 浩人  
電話 052-586-1123

### 「有償株主割当による新株式発行についての Q&A」の策定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 23 日付けで「有償株主割当による新株式発行に関するお知らせ」を公表しております。

つきましては、当社の株主の皆様へ、今回の「有償株主割当による新株式発行に関するお知らせ」につきまして一層理解を深めていただくために、添付の「有償株主割当による新株式発行についての Q&A」をご用意いたしましたので、お知らせいたします。

以上

### 「有償株主割当による新株式発行についての Q&A」

1. 株主割当による新株式発行とはなにか。  
→ 株主割当による新株式発行とは、株式会社が新株式を発行するにあたり、当該新株式の割当を受ける権利を既存の株主の皆様へ与えて行う株式の発行をいいます。
2. いつ時点の株主に対して、新株式が割当てられるのか。  
→ 平成 28 年 6 月 20 日（月）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様に対して、所定の申込みをすることにより、その所有株式 1 株につき 2 株の割合をもって新株式が割当てられます。後記 8. のとおり、株式の割当を受ける権利を有する株主様が所定の申込みをしないときは、当該株主様は、株式の割当を受ける権利を失い、当該株主様への新株式の割当は行われません。

3. 新株式の引受けの申込みに係る書類は、どのようなもので、いつどこに配送されるのか。

→ 当社による株主割当による新株式発行（以下「本株主割当」といいます。）に関する書類は、三菱UFJ信託銀行株式会社から各株主様のご登録住所宛てに、「新株式割当の通知」、「新株式発行届出目論見書」、「株式申込証」の書類を発送することを予定しております。

4. 新株式の引受けの申込手続を行うことのできる期間はいつまでか。

→ 平成28年7月12日（火）から平成28年7月26日（火）までとなります。この期間を過ぎますと、申込手続を行うことはできませんので、ご注意ください。

5. 記録先証券会社が複数ある場合には、どのようにしたらいいのか。

→ 名寄せされた合計株数をもとに、株式申込証が作成され、上記3.のとおり送付されますので、特に株主様にご対応して頂くことはございません。

6. 株式を特別口座のみで有する株主はどのようにしたらいいのか

→ 特別口座のみを有する株主の皆様が新株式への申込みをされる場合は、「口座通知取次請求のための呈示書面」と「口座通知取次請求依頼書」（3.記載の書類と一緒に送付させていただきます。）を証券会社にご提出ください。証券会社に口座をお持ちでない場合、まず、証券会社に口座を開設頂きます。その後、送付致します「株式申込証」に加入者口座コードと口座を開設して頂いた証券会社の名前を記載して、お申込み頂く必要がございますので、お早めに手続を行ってくださいますようお願いいたします。

7. 新株式はいつから売買できるのか。

(ア) 払込期日の翌営業日である平成28年8月12日（金）に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）（以下「証券保管振替機構」という。）より、本株主割当に係る各申込者様の口座管理機関における証券口座に、新株式の残高が記録された後、売買が可能となります。但し、口座管理機関によって新株式の記録が反映される時期が異なる場合がありますので、必ず各本新株申込者様ご自身で、各口座管理機関へお問い合わせ下さい。

(イ) 平成28年6月16日（木）から平成28年8月8日（月）まで、後記13.のとおり、発行日決済取引も可能となっております。詳細につきましては、各口座管理機関へお問い合わせ下さい。

8. 新株式の引受けに係る申込手続きをしない場合は、どうなるのか。
- 株式の割当を受ける権利を有する株主様が所定の申込手続きをしない場合は、当該株主様は、新株式の割当を受ける権利を失い、希薄化により生じる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性があります。
9. 新株式の割当を受ける権利は他人へ譲渡できるのか。
- ライツオフリングと異なり、一切譲渡はできません。
10. 所有する株式に関し、株式の割当を受ける権利の全てを行使するのではなく、一部の権利のみを行使することは可能か。
- 可能です。但し、一部の権利のみを行使するためにお申し込みされた場合は、残りの株式に係る新株式の割当を受ける権利は失われることになります。例 1000 株(1 単元)
- 所有の場合。
- 1000 株×2=2000 株までの申込権利をおもちですので、その範囲内でお申込みください。
- (例えば、1000 株を申し込んだ場合、残りの 1000 株については、失権となります。)
11. 株式価値の希薄化について教えて欲しい。
- 株主割当による新株式発行は、株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて、当該株主様が所定の申込をすることにより、新株式が割当てられるため、株式の割当を受ける権利を有する株主様が全ての株式についてお申し込みをされた場合には、株式価値の希薄化は生じません。前述 8.の通り、新株式の引受けに係る申込手続きをしない場合は、新株式の割当を受ける権利を失い、希薄化により生じる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性があります。
12. 権利付最終売買日とはなにか。
- 株主様が本株主割当において当社株式の割当を受ける権利の付与を受けることができる最終取引日を指します。
- 本株主割当において当社株式の割当を受ける権利を取得するためには、平成 28 年 6 月 20 日(月)の最終の株主名簿に株主として記載又は記録されている必要があります。このため、平成 28 年 6 月 15 日(水曜日)の大引けまで(PTS 取引の場合、デイトイ

ム・セッション取引時間終了まで)に当社株式を取得した株主様に対して当社株式の割当を受ける権利が付与されます。

13. 発行日決済取引とはなにか。

→本株主割当が行われる際に発行される新株式について、実際に新株式を取得するまでの期間の株価変動リスクを回避するために、その新株式が発行される前の段階で東京証券取引所において行われる売買をいいます。権利落日から証券保管振替機構における新株式の新規記録日の3営業日前の日までに取引され、決済は売買の約定日に関わらず発行日決済取引の取引期間の最終日から起算して4日目の日に一括して行われます。また、同一銘柄について売付株数と買付株数が同数となっている部分は、損益金の授受による決済を行うことができます。なお、手続きの詳細につきましては、お取引先の証券会社へお尋ねくださるようお願いいたします。

14. 東京証券取引所に発行日決済取引が行われるとのことですが、証券コードはなにか。

→ 銘柄コードは「63971」の予定です。

15. ネット銀行等振り込みで支払えないのか。

→ できません。手続上、りそな銀行の全国各支店窓口にて申込証ご持参の上、お支払していただく必要があります。

16. 具体的な資金使途はなにか。

具体的な使途	支出予定額	支出(予定)時期
a.業務提携契約の検討に供された権利や情報対価	20 百万円	平成 28 年 2 月～平成 28 年 3 月
b.製造販売実施権許諾権譲渡契約に関する費用	790 百万円	平成 28 年 4 月～平成 30 年 2 月
c.生産設備の整備に関する費用	200 百万円	平成 28 年 7 月～平成 28 年 12 月
d.人材の確保・育成に関する費用	50 百万円	平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月
e.営業及び販売促進に関する費用	100 百万円	平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月
合計	1,160 百万円	

17. なぜ株主割当増資を選択したのか。

→ 現在実現可能であると考えられる資金調達方法の中で最も確実性が高いこと、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希薄化による不利益を最小化することができること、当社の独立性を維持することができることなどを総合的に勘案して、株主割当増資が適切であると判断いたしました。

18. 外国居住株主による株式の割当、申込みについて制約があるのか。

→ 外国居住株主の皆様に対する居住地法令の適用上、株主割当、お申込みについて制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様におかれましては、それぞれ適用される法令につきまして弁護士等にお問い合わせください。

19. 申込証拠金はいくら必要なのか。

→ 1株につき金60円必要となり、所有株式1株に対して新株式2株の割合をもって割当てられます。

詳しくは、下記早見表をご参考ください。

保有株式数 (株)	申込必要金額 (円)
1000	120,000
2000	240,000
3000	360,000
5000	600,000
10000	1,200,000
20000	2,400,000

20. 業績への影響はあるのか。

→ 現時点において、本株主割当による平成29年3月期の業績見通しの変更はございません。ただし、今後、業績に対する影響が明らかになった場合においては、適宜業績見通しについての見直し等の開示を実施する予定です。

上記以外のお問い合わせに関しましては、上記、代表電話までお問い合わせ頂きますよう宜しくお願い致します。

以上